

平成29年度「原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金」に係る補助  
事業者募集要領

平成29年2月10日  
経済産業省資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部原子力政策課

経済産業省では、平成29年度「原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金」に係る補助事業者の公募を行います。

**※ 本事業は、平成29年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とするものとします。**

**1. 事業の目的**

この補助金は、海外における原子力発電施設等の円滑な設置に必要な知識の普及又は情報の提供に要する経費を補助することにより、当該国における核不拡散体制、原子力損害賠償制度の整備等原子力発電導入のための基盤整備を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とします。

**2. 事業スキーム**

定額、1/2（※）

経済産業省 → 民間企業等

※補助率については、導入決定段階国（受注契約により導入する炉型が決定済みの国）向けの事業は、1/2とする。

**3. 事業内容**

- （1）原子力発電をエネルギー安全保障と地球温暖化問題を一体的に解決するためのベースロード電源として位置付け、原子力発電の導入に向けた検討を行っている国（以下、「原子力発電導入国」）が多く存在します。
- （2）原子力発電を導入するに当たっては、核不拡散等に関する体制整備や原子力損害賠償制度等に関する法制度整備、原子力発電導入に必要な人材育成等の基盤整備が適切に行われることが不可欠です。原子力発電導入国からは、こうした基盤整備に関する知見や経験を有する我が国に対して、協力が求められています。
- （3）とりわけ、東京電力福島第1原子力発電所事故を契機に世界的に原子力安全強化に向けた取組が活発化する中、我が国としても、事故の経験や検証から得られる知見等を活用し、原子力発電導入国においてより高い水準の原子力安全が実現するよう基盤整備に向けた協力を行い、世界の原子力安全の向上や原子力の平和利用に貢献していくとともに核不拡散及び核セキュリティ分野において積極的な貢献を行うことは平成26年4月に閣議決定さ

れたエネルギー基本計画に記載された我が国の責務であり世界からの期待でもあります。

- (4) 本事業は、この責務と期待に応えるべく、原子力発電導入国における安全な原子力発電導入に寄与するとともに、ひいては世界の原子力安全の強化に資することを目的として、当該基盤整備に係る知識の普及又は情報の提供等の事業を行う民間事業者等に対し、その経費を補助するものです。
- (5) 具体的には、以上の考え方に照らしつつ、我が国企業に優先交渉権を認めるなど原発協力への期待の高い国に加え、エネルギー安全保障の観点から原発導入を目指す中東欧諸国や、原油供給余力の拡大の観点から原発導入を目指す中東諸国、原発導入への関心が高まりつつあるアジア諸国等に対して、相手国からの専門家の招聘、我が国専門家の派遣等を通じ、原発導入に必要な法制度整備や人材育成等を中心とした基盤整備を支援するものです。

#### 4. 事業実施期間

交付決定日～平成30年3月31日

**※なお、本事業は、平成29年予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とします。**

#### 5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

#### 6. 補助金交付の要件

- (1) 採択予定件数：1件
- (2) 補助額・補助率
  - ①補助額の上限は、330,000,000円とします。
  - ②最終的な交付決定額は、経済産業省と実施内容等について調整した上で決定することとします。
  - ③補助率については、導入決定段階国(受注契約により導入する炉型が決定済みの国)向け事業の場合は1/2とし、その他の場合は、定額(10/10)とします。

### (3) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※一定の要件を満たす場合には、事業終了前の支払い（概算払）が認められます。

### (4) 支払額の確定方法

事業終了後、事業者から提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額の妥当性及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払いの対象外となる可能性もあります。

## 7. 応募手続き

### (1) 募集期間

募集開始日：平成29年2月10日（金）

締切日：平成29年3月17日（金）13時（必着）

### (2) 説明会の開催

開催日時：平成29年2月17日（金）16時00分～17時00分

説明会への参加を希望する方は、「12. 問い合わせ先」へ、2月16日（木）17時までに電子メールにて御連絡下さい。

連絡の際は、電子メールの件名を必ず「原子力発電導入基盤整備事業補助金説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「電子メールアドレス」を明記願います。

説明会場：御登録いただきました、「電子メールアドレス」まで御連絡します。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名までとさせていただきます（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席とさせていただきます。）説明会の会場につきましてはまた、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させていただくことがありますので、予め御了承下さい。

### (3) 応募書類

①以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、【原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金応募書類在中】と朱書きして下さい。併せて、応募書類と同じ内容の電子データを提出して下さい。

- ・申請書（様式1）＜1部＞
- ・提案書（様式2）＜7部＞
- ・法人概要票（様式自由）＜7部＞
- ・直近の財務諸表＜7部＞

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応

募書類は返却しません。また、応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますので予め御了承下さい。

③応募書類等の作成費用は、支給されません。また、本事業の経費とすることもできません。

④提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が可能なことのみ記載して下さい。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容を大幅に変更する場合には、不採択とすることがあります。

⑤基盤整備支援の具体的な進め方を確認するため、提案書に、

i) 実施国毎にどのような要望やニーズがあるか、また、

ii) どのように実施国の要望やニーズに即した基盤整備事業を行うか、

といった点を含めて、その概略を御記載ください。ただし、最終的な事業実施内容は、経済産業省と協議をした上で決定するものとします。

#### (4) 応募書類の提出先

①必要事項を記載した応募書類を募集期間内に下記②の提出先まで郵送又は持ち込みにて提出して下さい。なお、郵送による場合も、平成29年3月17日（金）13時（必着）とさせていただきます（郵送による場合は、事前に御連絡下さい）。

##### ②提出先

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 中 宛

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本募集要領を熟読の上、御提出下さい。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

## 8. 審査・採択について

### (1) 審査方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出を求めることがあります。

### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、①を満たしていない場合には、他の項目の評価に関わらず採択いたしません。

#### ①応募資格

- 5. の応募資格を満たしていること。

#### ②事業内容、実施方法

- 事業内容が、事業目的に対し、有効かつ整合性がとれており、かつ、具体的かつ詳細であること。
- 実施方法が事業目的及び事業内容と整合していること。事業の実施項目、事業実施手法に効率的・効果的かつ実現可能な事業方法がとられていること。事業成果を高めるため

の効果的な工夫が見られること。

### ③事業の実施体制

- 事業が遂行可能であり、かつ、効果的な人員体制になっていること。柔軟に迅速に対応できる体制が備わっていること。
- 事業責任者等（事業従事予定者）が、事業を効果的に遂行するために必要な知見を有していること。
- 事業を効果的に遂行するために必要となる関係業界関係者及び関係団体並びに国際機関等との協力体制を有していること。
- 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。

### (3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、資源エネルギー庁のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

## 9. 交付決定について

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額等に変更が生じる可能性があります。

## 10. 補助対象経費の計上

### (1) 補助対象経費の区分

本事業の対象となる経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

補 助 事 業		補 助 率	
補 助 対 象 経 費 の 区 分	内 容		
人件費	補助事業に従事する者の人件費	定額	
事業費	導入検討初期段階国向け	旅費、会議費、謝金、物品購入費及び賃借費、外注費、通訳雇用費、翻訳費、印刷製本費、資料購入費、補助職員人件費、諸経費	定額
	導入決定段階国向け	旅費、会議費、謝金、物品購入費及び賃借費、外注費、通訳雇用費、翻訳費、印刷製本費、資料購入費、補助職員人件費、諸経費	1 / 2

その他 諸経費	導入検討初期 段階国向け	事業を行うために要する経費であって、他のい ずれの区分にも属さないもので、以下に掲げる もののうち、必要と認められるもの。  通信運搬費、光熱水料、設備の修繕・保守費、 その他、事業を行うために特に必要と認められ るもの（事務所借料、公租公課）	定額
	導入決定段階 国向	事業を行うために要する経費であって、他のい ずれの区分にも属さないもので、以下に掲げる もののうち、必要と認められるもの。  通信運搬費、光熱水料、設備の修繕・保守費、 その他、事業を行うために特に必要と認められ るもの（事務所借料、公租公課）	1 / 2

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談下さい。）
- ・その他事業に関係ない経費

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

#### 11. その他

- (1) 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、経済産業大臣に届け出なければなりません。
- (3) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (4) 補助事業者は、経済産業大臣が補助事業の進ちょく状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を経済産業大臣に提出しなければなりません。
- (6) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。
- (8) 補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。

(9) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

## 12. 問い合わせ先

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課 担当：中

TEL：03-3501-1991

FAX：03-3580-8447

電子メール：naka-koichi@meti.go.jp

(電子メールの送付の際は、上記アドレスの「@」を一つにしてください。)

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名を必ず「原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金」としてください。他の件名ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上



(様式 1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 あて

平成 29 年度「原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金」申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	印または署名
	所在地	
連絡担当窓口	氏名 (ふりがな)	
	所属部署名	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	電子メールアドレス	

(様式2)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

平成29年度「原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金」提案書

1. 事業の実施方法
* 募集要領の3. 事業内容の項目毎に、具体的な実施方法及び内容を記載してください。 * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
2. 実施スケジュール（1. の実施が月別に分かること）
3. 事業実績
類似事業の実績 ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）
4. 実施体制
* 実施責任者略歴、研究員数等及び実施者の業務内容 * 外注、委託を予定しているのであればその内容
5. 事業費総額（千円）※記載している費目は例示。募集要領10.（1）補助対象経費の区分に応じて必要経費を記載すること。
I 人件費
II 事業費
①旅費
②会場費
③謝金
④備品費
⑤借料及び賃料
⑥消耗品費
⑦外注費

⑧印刷製本費	
⑨補助員人件費	
Ⅲ 委託費	
小計	円
Ⅳ 消費税及び地方消費税	
総額	円